

令和2年5月29日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の  
変更を受けた周知等について

5月25日に5都道県の緊急事態宣言が解除されましたが、感染拡大のリスクをゼロにすることはできないことから、変更された「基本的対処方針」においては、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされています。

具体的には、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について、段階的に緩和することとされています。

また、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げに当たっては、「新しい生活様式」の定着、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」等の実践、3密回避や「人と人との距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策の継続・徹底が必要になります。

つきましては、国土交通省から本趣旨について周知依頼がありましたので、ガイドライン等を参照され、感染拡大防止に努めていただきたくお願い申し上げます。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993